

令和 8 年 第 2 回 東彼杵町議会定例会会議録

令和 8 年第 2 回東彼杵町議会定例会は、令和 8 年 6 月 11 日 本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	尾上 庄次郎 君	2 番	児玉 隆行 君
3 番	構 浩光 君	4 番	吉永 秀俊 君
5 番	大安 義和 君	6 番	大石 俊郎 君
7 番	口木 俊二 君	8 番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	山口 厚 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	小林 竹哉 君
兼 選挙管理委員会事務局長		兼 農業委員会事務局長	
税 財 政 課 長	楠本 信宏 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	山口 三男 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	山下 勝之 君		
兼 千綿支所長			

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君 主 任 書 記 梶川 美穂 君

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 報告第 5 号 専決処分に関する報告について
(東彼杵町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 2 報告第 6 号 専決処分に関する報告について
(令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 10 号))
- 日程第 3 報告第 7 号 専決処分に関する報告について
(令和 7 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号))
- 日程第 4 報告第 8 号 専決処分に関する報告について
(令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号))
- 日程第 5 報告第 9 号 専決処分に関する報告について

		(令和7年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))
日程第6	報告第10号	繰越明許費に関する報告について (令和7年度東彼杵町一般会計)
日程第7	報告第11号	事故繰越しに関する報告について (令和7年度東彼杵町一般会計)
日程第8	報告第12号	予算繰越しに関する報告について (令和7年度東彼杵町水道事業会計)
日程第9	報告第13号	予算繰越しに関する報告について (令和7年度東彼杵町下水道事業会計)
日程第10	報告第14号	専決処分に関する報告について (東彼杵町教育センター分室他6棟解体工事請負契約の変更に ついて)
日程第11	議案第31号	東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第32号	令和8年度東彼杵町一般会計補正予算(第2号)
日程第13	議案第33号	令和8年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

6 散 会

開 議（午前 9 時 30 分）

○議長（浪瀬真吾君）

ただいまから開会をいたします。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第 1 報告第 5 号 専決処分に関する報告について （東彼杵町税条例の一部を改正する条例）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、報告第 5 号専決処分に関する報告について（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

それでは、報告第 5 号専決処分に関する報告でございます。

東彼杵町税条例の一部を改正する条例につきまして、詳細につきましては、税財政課長に説明させていただきます。よろしくお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

町長に代わりまして、報告第 5 号についてご説明いたします。

今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律が本年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日に施行されることになりましたので東彼杵町税条例についても改正を行い、3 月 31 日付で専決処分したものです。

それでは、配布しております資料、報告第 5 号資料東彼杵町税条例の改正概要をご覧ください。こちらで、主な改正内容についてご説明いたします。

1 段目の第 18 条の 3 は軽自動車税の環境性能割が廃止されたことにより、軽自動車の購入時に賦課される税金の名称が種別割から軽自動車税へと変更になっております。

2 段目の第 19 条につきましても環境性能割の廃止により、本条例第 81 条の 6 が削除されることから、関連する箇所の改正をしております。

3 段目の第 33 条につきましては、特定大口株主配当等がこれまでの総合課税から特定配当等に一本化されることに伴う改正となります。

その下の第 34 条の 7 につきましては、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税が創設されることにより、地方税法附則第 5 条の 6 が改正されることに伴う改正で、令和 10 年 1 月

1 日施行となります。なお、2 ページ目の中段の附則第 7 条の 4 についても同様の改正を行っております。

続きまして、2 つ下の第 36 条の 3 の 3 につきましては、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲が見直されたことに伴う改正を行っております。

その下の第 63 条につきましては、固定資産税の免税点の変更となります。現行の家屋 20 万円を 30 万円に、償却資産 150 万円を 180 万円へとする改正で、令和 9 年 4 月 1 日施行となります。

その下の第 80 条から 2 ページ目の上から 5 段目の第 91 条までは、環境性能割の廃止に伴う条文の改正や削除を行っております。

その下の附則第 6 条につきましては、特定一般医薬品等を購入した場合の医療費控除の特例期間を延長するための改正を行っております。

その下の附則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 につきましては、法改正により地方税法附則第 5 条の 4 が削除されたことに伴い、附則第 7 条の 3 を削除し、附則第 7 条の 3 の 2 を附則第 7 条の 3 に繰り上げ、住宅借入金等の税額の特別控除の適用期限の延長などに関する改正を行っております。

1 つ飛びまして、附則第 8 条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の適用期間を現行の令和 9 年度までを令和 12 年度まで延長することと、先ほど説明いたしました附則第 7 条の 3 の 2 を繰り上げたことによる改正を行っております。

その下の附則第 9 条の 2 につきましては、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税が創設されることにより、地方税法附則第 7 条の 3 に第 3 項、第 4 項が追加されることに伴う改正を行っており、令和 10 年 1 月 1 日の施行となります。

その下の附則第 10 条の 2 につきましては、地方税法附則第 15 条の改正に伴う項ズレなどを改正し、また、第 26 項に改修特別特定建築物に対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を 3 分の 1 と定める規定を新設しております。3 分の 1 の割合につきましては、総務省からの通知により、3 分の 1 を参酌し 6 分の 1 以上 2 分の 1 以下で定めるとされていることから、3 分の 1 としております。

その下の附則第 10 条の 3 につきましては、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置を拡充する法改正に伴うものであります。現時点で本町に該当する建物は殆ど無いと思われませんが、法改正に伴う項ズレなどの改正を行っております。

その下の附則第 15 条の 2 から 3 ページ目の 3 段目の附則第 15 条の 6 までは、環境性能割廃止に伴い削除しております。

その下の附則第 16 条につきましては、環境性能割廃止に伴う改正及び今回の地方税法の改正で、法第 444 条第 3 項、法第 446 条第 1 項第 3 号、法附則第 30 条第 4 項が削除されたことに伴う改正や第 4 項の削除を行っております。

1 つ飛びまして附則第 16 条の 3 からその 2 つ下の附則第 17 条までにつきましては、先ほども説明いたしましたが、地方税法附則第 5 条の 4 削除に伴い本条例附則第 7 条の 3 を削除し、附則第 7 条の 3 の 2 を附則第 7 条の 3 に繰り上げたことに伴う改正をしております。

その下の附則第 17 条の 2 につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例期間を現行の令和 8 年度までを令和 11 年度までに延長する改正

及び地すべり防止区域や急傾斜崩壊危険区域などに指定された土地の譲渡は課税の特例に該当しない規定を新設しております。

続きまして、その下の附則第 18 条から最後の附則第 20 条の 3 につきましても、地方税法附則第 5 条の 4 削除に伴う改正を行っております。

東彼杵町税条例の主な改正の説明については、以上となります。その他、ご説明しなかった部分につきましても、ただいまの説明の関連や地方税法の改正にあわせて規定の整備を行ったものになります。

最後に、施行日につきましては、原則令和 8 年 4 月 1 日になりますが、資料の条項の部分に※印で施行日が記載してあるものは、その日付が施行日となります。以上で報告第 5 号についての説明を終わります、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 5 号を終わります。

日程第 2 報告第 6 号 専決処分に関する報告について (令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 10 号))

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 2、報告第 6 号専決処分に関する報告について(令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 10 号))を議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第 6 号専決処分に関する報告でございます。

令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 10 号)。

予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 4248 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 69 億 9300 万円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、決算見込みによる減額その他、基金積立として、庁舎整備に 1 億 5000 万円、下水道事業費 8000 万円などでございます。

歳入の主なものは、地方消費税交付金 559 万 5000 円、地方交付税 3764 万 6000 円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。よろしくお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(楠本信宏君)

町長に代わり、報告第 6 号についてご説明いたします。

令和 7 年度の一般会計補正予算(第 10 号)は、3 月の町議会定例会後において歳入歳出の見込額に増減が生じたものについて予算の補正を行ったものであります。

それでは、42 ページ、3 番歳出からご説明いたします。

43 ページをお願いします。

2 款 1 項 3 目財政管理費 7 節報償費から 44 ページの 13 節使用料及び賃借料は、ふるさと納税の

実績額などから、目前体で 3083 万 2000 円減額しております。

また、35 ページの歳入 19 款 1 項 3 目ふるさとまちづくり応援寄附金も併せて減額しております。
45 ページをお願いします。

2 款 1 項 5 目財産管理費 24 節積立金は、決算剰余金から過疎地域持続的発展特別事業基金、庁舎整備基金などへ積立金を追加し、ふるさと創生事業基金においては、ふるさと納税の実績により積立金を減額しており、節全体で 1 億 884 万 3000 円を追加いたしました。

飛びまして、76 ページをお願いいたします。

8 款 5 項 2 目公共下水道費 24 節積立金は、決算剰余金から下水道事業基金へ 8000 万円の積立を行いました。

続きまして、78 ページの 8 款 7 項 1 目渉外費 24 節積立金は、収入決定額から大野原演習場周辺整備基金積立を 4 万 8000 円追加しました。

飛びまして、83 ページをお願いいたします。

10 款 1 項 2 目事務局費 24 節積立金につきましても決算剰余金から教育文化施設整備基金へ 2000 万円を積み立てております。

歳出に関しましては以上ですが、今説明したものの他は、事務、事業の実績になどにより残額の減額整理を行ったものになります。また、括弧して財源更正と書かれましたものにつきましては、国県の補助の変更などにより該当事業の財源内訳の更正を行ったものになります。

続きまして、11 ページ、歳入になりますが。歳入につきましては、交付額の確定や実績に基づいて増減を行ったものが殆どではありますが、34 ページをご覧ください。

18 款 2 項 1 目不動産売払収入 1 節立木売払収入は、蕪郷の分収林伐採による収入 46 万 8000 円を追加しております。その下の、土地建物売払収入は九州電力の鉄塔建設などによる町有地売却益として 8 万 8000 円を追加しております。

その他につきましては先ほど申しました交付額の確定や実績に基づく増減でありますので説明は省略いたします。

次に、7 ページをお願いいたします。第 2 表の地方債補正になります。

こちら起債の目的にあります 20 事業について、実績にあわせ 地方債の限度額を補正いたしました。

最後に、戻っていただいて 1 ページから 6 ページの第 1 表は、歳入歳出補正の積み上げになります。合計では 3 億 4248 万円を減額し、7 年度の最終予算額は 69 億 9300 万円となり、対前年度比 5 億 4900 万円、7.3%の減となっております。報告第 6 号の説明につきましては、以上となります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 6 号を終わります。

日程第 3 報告第 7 号 専決処分に関する報告について
(令和 7 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号))

日程第 4 報告第 8 号 専決処分に関する報告について
(令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 5 号))

日程第5 報告第9号 専決処分に関する報告について

(令和7年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))

○議長(浪瀬真吾君)

日程第3、報告第7号専決処分に関する報告について(令和7年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号))、日程第4、報告第8号専決処分に関する報告について(令和7年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第5号))、日程第5、報告第9号専決処分に関する報告について(令和7年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))、以上、3議案を議題とします。本案について説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長(岡田伊一郎君)

それでは、報告第7号専決処分に関する報告(令和7年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号))でございます。

予算の総額から歳入歳出それぞれ8102万5000円を減額し、予算の総額をそれぞれ10億2416万5000円とするものでございます。

歳出の主なものは、支払実績減による保険給付費6590万円などの減額。歳入の主なものは、県支出金6442万5000円などの減額でございます。

次に、報告第8号令和7年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)でございます。

予算の総額から歳入歳出それぞれ5202万6000円を減額し、予算の総額をそれぞれ8億4000万6000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費4794万円などの減額。歳入の主なものは、繰入金2932万4000円などの減額でございます。

次に、報告第9号令和7年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

予算の総額から歳入歳出それぞれ373万5000円減額し、予算の総額をそれぞれ1億5279万5000円とするものでございます。

歳出の主なものは、広域連合納付金180万円などの減額。歳入の主なものは、一般会計繰入金270万円などの減額でございます。以上3件の詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。よろしくお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長(浪瀬真吾君)

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長(前平英利君)

町長に代わり、報告第7号令和7年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして説明をいたします。

議案資料9ページをお願いいたします。歳出からご説明いたしますが、総体的に実績又は実績見込みに基づく補正を行っておりますので、主なものを説明いたします。

1款1項1目一般管理費12節委託料につきましては、国民健康保険システム改修業務委託料を実績に合わせて680万円を減額しております。内訳としましては、子ども子育て支援金制度に伴うシステム改修費の減及び高額療養費制度見直しのシステム改修費の減によるものでございます。

11 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目療養給付費 18 節療養給付費負担金につきましては、給付実績見込みに合わせまして、5420 万円を減額しております。

17 ページをお願いいたします。

5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費 12 節特定健康診査委託料を、実績見込みに合わせて、500 万円を減額しております。

それでは、議案資料の 5 ページをお開き下さい。歳入についてご説明いたしますが、歳出と同様に総体的に実績又は実績見込みに基づく補正を行っております。主なものを説明いたします。

3 款 1 項 2 目 1 節子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、実績により 330 万円を減額しております。

6 ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金 1 節普通交付金につきましては、実績見込みにより、6442 万 5000 円を減額しております。

戻っていただいて、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので説明を省略させていただきます。

令和 7 年度の最終予算額 10 億 2416 万 5000 円、令和 6 年度の最終予算額が 10 億 8774 万円でございますので、対前年度比 6357 万 5000 円、5.8%の減でございます。

続きまして、報告第 8 号令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）につきまして説明いたします。

歳出からご説明いたしますが、国保会計と同様、総体的に実績又は実績見込みに基づく補正を行っております。

主なものを説明いたします。議案資料の 16 ページをお願いします。

2 款 1 項介護サービス等諸費でございます。1 目居宅介護サービス給付費から 8 目居宅介護住宅まで、18 節負担金補助及び交付金につきましては、実績見込みにより、合わせて 3748 万円を減額しております

議案資料の 17 ページをお願いします。

2 款 2 項介護予防サービス等諸費でございます。1 目介護予防サービス給付費から 6 目介護予防住宅改修費まで、18 節の負担金補助及び交付金につきまして、実績見込みにより、合わせて 266 万円を減額しております。

以降、議案資料 22 ページまで、同様に実績見込みによる減額を行っております。

続きまして、歳入を説明いたしますが、歳出と同様に総体的に実績又は実績見込みに基づく補正を行っております。

議案資料の 5 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、1 節現年度分特別徴収保険料の減額及び 3 節滞納繰越分普通徴収保険料の収納実績による追加計上を行いまして、差し引きで 454 万 6000 円を減額しております。

議案資料の 6 ページをお願いいたします。

3 款 1 項国庫負担金につきましては、歳出実績見込みの減額に合わせまして、法定負担分 1173 万 7000 円を減額しております。

以降、議案資料 11 ページまで、同様に歳出実績見込みに合わせて減額を行っております。

13 ページをお願いします。

8 款 1 項 1 目 1 節繰越金につきましては、今回補正の財源として、前年度繰越金 1572 万 8000 円を追加計上いたしました。

戻っていただいて、1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので説明を省略いたします。

令和 7 年度の最終予算額 8 億 4000 万 6000 円、令和 6 年度最終予算額は 8 億 7400 万円でございますので、対前年度比 3399 万 4000 円、3.9%の減となっております。

続きまして、報告第 9 号令和 7 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして説明いたします。

歳出からご説明いたしますが、国保及び介護会計と同様に総体的に実績又は実績見込みに基づく補正を行っておりますので、主なものを説明いたします。

議案資料の 9 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費 12 節委託料につきましては、健康診査実績見込みと、子ども・子育て支援制度に伴うシステム改修業務の実績により、合わせて 130 万円を減額しております。

議案資料の 10 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目保険料等納付金につきましては、保険料の納付実績見込みによって、180 万円を減額しております。

続きまして、歳入をご説明いたします。議案資料 5 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料 1 節現年度分につきましては、実績見込みによりまして、186 万 7000 円を減額しております。

議案資料 6 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目 1 節子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、システム改修実績額の減に合わせ、121 万円を減額しております。

議案資料 8 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目 1 節繰越金につきましては、今回補正の財源として、前年度繰越金 204 万 2000 円を計上いたしました。

戻っていただいて、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので説明は省略いたします。

令和 7 年度の最終予算額 1 億 5279 万 5000 円、令和 6 年度の予算額が 1 億 4316 万 3000 円でございますので、前年比 963 万 2000 円、6.7%増の増でございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 7 号、第 8 号、第 9 号を終わります。

日程第 6 報告第 10 号 繰越明許費に関する報告について
(令和 7 年度東彼杵町一般会計)

日程第 7 報告第 11 号 事故繰越しに関する報告について
(令和 7 年度東彼杵町一般会計)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 6、報告第 10 号繰越明許費に関する報告について（令和 7 年度東彼杵町一般会計）、日程第 7、報告第 11 号事故繰越しに関する報告について（令和 7 年度東彼杵町一般会計）、以上、2 議案を議題とします。本案について説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 10 号繰越明許費に関する報告（令和 7 年度東彼杵町一般会計）でございます。

次に、報告第 11 号事故繰越しに関する報告（令和 7 年度東彼杵町一般会計）でございます。以上 2 件の詳細につきまして、税財政課長に説明させます。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

町長に代わり報告第 10 号についてご説明いたします。

それでは 1 ページ、令和 7 年度東彼杵町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。3 月末で完了しなかった 19 事業について記載しております。2 ページの表の一番下に記載しておりますとおり、翌年度繰越額は合計で 11 億 5001 万 8000 円となりました。

1 ページの表にお戻りください、それぞれの事業の 5 月末時点での進捗率と完了予定時期について申し述べます。

1 行目、東彼杵町教育センター分室他 6 棟解体工事、進捗率は 100%、完了済みでございます。

続きまして、戸籍住民基本台帳費、進捗率 5%、完了予定は令和 9 年 3 月末です。物価高対応子育て応援手当 90%、6 月末。新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（米）0%、令和 9 年 3 月末。新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（茶）30%、令和 9 年 3 月末。JA ライスセンター再編成事業負担金 30%、令和 9 年 3 月末。農村地域防災減災事業（東彼杵地区）負担金 50%、令和 9 年 3 月末。東彼杵町地域振興券給付金事業 60%、7 月末。道路橋梁改良事業 40%、令和 9 年 3 月末。中尾本線道路改良事業 5%、令和 9 年 3 月末。大野原高原線道路改良事業 5%、令和 9 年 3 月末。河川改良費 90%、6 月末。下水道事業会計負担金 50%、11 月末。やすらぎの里バイオトイレ設置事業 35%、9 月末。深澤道路改良事業 10%、令和 9 年 3 月末。

2 ページ目をお願いします。

第三者委員会費 95%、6 月末。校舎内壁側窓及び建具等改修工事 10%、8 月末。歴史民俗資料館管理費 100%、完了済みでございます。農地等災害復旧事業費 80%、6 月末。報告第 10 号については以上でございます。

続きまして、報告第 11 号についてご説明いたします。

次ページの令和 7 年度東彼杵町一般会計事故繰越し繰越し計算書をご覧ください。

表に記載しておりますように 3 つの事業について事故繰越しいたしました。繰越し額は合計で 528 万 8000 円であります。5 月末時点での進捗状況を上から順に説明いたします。

道路橋梁改良事業進捗率 40%、完了予定は 8 月末でございます。港湾管理費 0%、令和 9 年 3 月末。消防第 1 分団詰所新築事業 100%、完了済みでございます。

なお、事故繰越しの理由につきましては、表の 1 番右側にそれぞれ記載しておりますので、ご確認をお願いします。説明については以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 10 号、第 11 号を終わります。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 01 分）

再 開（午前 10 時 07 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 10 号、第 11 号を終わります。

日程第 8 報告第 12 号 予算繰越しに関する報告について
(令和 7 年度東彼杵町水道事業会計)

日程第 9 報告第 13 号 予算繰越しに関する報告について
(令和 7 年度東彼杵町下水道事業会計)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 8、報告第 12 号予算繰越しに関する報告について（令和 7 年度東彼杵町水道事業会計）、日程第 9、報告第 13 号予算繰越しに関する報告について（令和 7 年度東彼杵町下水道事業会計）、以上 2 議案を議題とします。本案について説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 12 号予算繰越しに関する報告（令和 7 年度東彼杵町水道事業会計）、次に、報告第 13 号予算繰越しに関する報告について（令和 7 年度東彼杵町下水道事業会計）。以上 2 件の詳細につきまして、水道課長に説明させます。よろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口三男君）

町長に代わり報告第 12 号、第 13 号を併せて説明いたします。

はじめに、報告第 12 号令和 7 年度東彼杵町水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について説明いたします。

2 枚目の繰越計算書に基づき説明を行います。

資本的支出の建設改良費につきまして、水道総合地震対策事業ですが、国の補正予算配分に伴い、当初、令和 8 年度に予定していた工事の一部を前倒し実施する計画として、第 3 号補正予算にて承認をいただいております。

しかしながら、年度内の完了が困難であったため、当該予算額を全額繰り越したものであります。

現時点での進捗状況ですが、里地区における水道管布設替え工事 2 件につきましては 4 月に契約を締結済みであり、残りの 1 件は 7 月頃の発注を予定しております。

現在、契約済みの 2 件は準備段階であり、進捗率は約 10%ですが、いずれも 10 月末までの完了を見込んでおります。以上が、報告第 12 号の説明となります。

続きまして、報告第 13 号令和 7 年度東彼杵町下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について説明いたします。

2 枚目の繰越計算書に基づき説明いたします。

資本的支出の建設改良費につきまして、以下の 2 点の報告です。

まず、処理場更新工事についてですが、本件は令和 8 年度債務負担工事として、令和 7 年 6 月 17 日に下水道事業団と協定を締結し、着手しております。

しかし、事業団による入札において不落が生じ、業者選定に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となりました。そのため、令和 8 年度への繰り越し、工期を 9 月末まで延長しております。現時点の進捗率は約 50%であります。

もう 1 点、山田川改修工事（その 2）に伴う下水道管布設替工事についてですが、河川改修工事の進捗に併せ、工期を令和 8 年 6 月 30 日まで延長しております。

現在、下水道工事の施工自体は完了しており、完成箇所の取りまとめを行っている状況であります。以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 12 号、第 13 号を終わります。

日程第 10 報告第 14 号 専決処分に関する報告について

（東彼杵町教育センター分室他 6 棟解体工事請負契約の変更に
ついて）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 10、報告第 14 号専決処分に関する報告について（東彼杵町教育センター分室他 6 棟解体

工事請負契約の変更について)を議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長(岡田伊一郎君)

報告第14号専決処分に関する報告(東彼杵町教育センター分室他6棟解体工事請負契約の変更について)でございますが、詳細につきまして、税財政課長に説明させます。税財政課長。

○議長(浪瀬真吾君)

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(楠本信宏君)

報告第14号について町長に代わりまして説明いたします。

報告第14号参考資料をご覧ください。

変更概要として表に記載しておりますが、内容について説明いたします。

A棟、旧むつみ荘になりますが、2階の天井に使用されていたスタイロフォーム、断熱材のことではありますが、撤去費用につきまして前回の変更時に概算で計上しておりましたが、出来高により79.2㎡を追加しております。

B棟、旧教育センター分室2階の天井に使用されていた木毛板、こちらは防火性、吸音性などに優れた内装材のことではありますが、こちらにつきましても撤去費用を概算で計上しておりましたが、出来高により216.8㎡を追加計上しております。

A棟・B棟・C棟 それぞれの建物に基礎としてPC杭やラップル基礎が設置されておりましたので、PC杭撤去6.48㎡とラップル基礎の解体撤去216㎡を追加しております。

また、A棟のL型配管のアスベストにつきましては、既に除去済みであったため、除去に要する費用を皆減しており、トータルで495万円の増額となっております。説明は以上となります。

○議長(浪瀬真吾君)

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第14号を終わります。

日程第11 議案第31号 東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例

○議長(浪瀬真吾君)

日程第11、議案第31号東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(岡田伊一郎君)

議案第31号東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例。

提案の理由につきましては、新庁舎建設の着工に向けて、現在の体育館施設としての用途を廃止し、所要の条例改正を行うためでございます。

詳細につきましては、教育長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。教育長。

○議長(浪瀬真吾君)

町長に代わり教育長。

○教育長(山口厚君)

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

それでは、議案第 31 号東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明を加えます。

本案は、提案の理由として、町長から説明がありましたように、彼杵児童体育館は役場新庁舎建設地として計画が進められております。

このため現在設置しております彼杵児童体育館について体育館施設としての用途を廃止するため、条例改正を行うものでございます。

なお、彼杵児童体育館は昭和 51 年 3 月に建築され、既に 50 年が経過し、また、構造は、鉄骨造平屋建て一部鉄筋コンクリート造 2 階建てでありますので、法定耐用年数は 47 年となり、既に 3 年が経過している状況でございます。

それでは、議案の 2 枚目の新旧対照をご覧いただきたいと思います。

改正内容としましては、条例第 1 条に規定する町立体育館の名称及び位置の表から、東彼杵町彼杵宿郷 501 番地に所在いたします彼杵児童体育館を削除するものでございます。

これにより、改正後の町立体育館は、千綿児童体育館、大楠体育館及び千綿体育館の 3 施設となります。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日は、規則で定めるものとしております。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 31 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 31 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 31 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 31 号東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 32 号 令和 8 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 12、議案第 32 号令和 8 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 32 号令和 8 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 5045 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 67 億 9045 万 3000 円とするものでございます。

提案理由としましては、歳出の主なものは、持続的な農業生産体制構築促進事業補助金など 2950 万 9000 円、階段昇降機設置工事実施設計業務委託料など 1347 万円。

歳入の主なものは、国庫支出金 2141 万 9000 円、県支出金 5418 万 1000 円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

町長に代わり議案第 32 号についてご説明いたします。

それでは 12 ページをお願いします。3 番歳出から説明いたします。

2 款 1 項 5 目財産管理費 13 節使用料及び賃借料は、本年 2 月に現在総務課で使用しております 8 人乗りの公用車に故障が発生いたしました。複合ユニットの故障であったために修繕費用が高額となること及び当該車両が平成 26 年購入で、走行距離も 13 万 km を超えていることなどから、費用の平準化と維持管理の効率化を図るべく、リース契約するために 44 万円を追加いたしました。

その下、7 目企画費の 11 節役務費は、現在、地域プロジェクトマネージャーが推進している喫茶の町プロジェクトにおいて、実証実験中であるコーヒーリーフティーの成分分析のための費用として 5 万円を追加しました。

その下の 12 節委託料は、本町を PR するためのシティプロモーション用 SNS ショート動画を制作し、町外の方に向けて積極的に情報発信するための費用として 100 万円を追加しております。

その下の 11 目企業誘致対策事業費 12 節委託料は、旧千綿女子高等学園跡地への企業進出が考えられることから土地売却価格を提示するための土地鑑定評価業務委託料として 90 万円を追加しました。

13 ページをお願いします。

2 款 2 項 1 目税務総務費 3 節職員手当等は人事異動に伴い、住居手当が不足するために、26 万

4000 円を追加しております。これ以降、人事異動に伴う補正につきましては説明を省略させていただきます。

15 ページをお願いします。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 27 節繰出金は、介護保険法改正に伴う介護保険システム改修費用の増額などにより、14 万 6000 円を追加しております。

その下の 3 目障害福祉費 12 節委託料は、障害福祉サービス等報酬改定などに伴うシステム改修費用として 123 万 2000 円、マイナンバーを活用した医療費助成のオンライン資格確認に対応するためのシステム改修費用として 83 万 2000 円、合計で 206 万 4000 円を追加しております。

なお、本事業につきましては 2 分の 1 が国庫補助となります。6 ページの 16 款 2 項 2 目民生費国庫補助金 1 節社会福祉費補助金に 103 万 1000 円を計上しております。

16 ページをお願いします。

6 款 1 項 3 目農業振興費 18 節負担金補助及び交付金は、事業費の 3 分の 1 以内を県が補助し、10 分の 1 以上を町が義務負担する「ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金」から、今年度新たに創設された、事業費の 2 分の 1 以内を県が補助する「持続的な農業生産体制構築促進事業補助金」へと事業の組み換えを行うものであり、3301 万 5000 円を追加しております。

対象となります事業が拡大されたことや補助率が高くなったことなどから取組者が増え、全体事業費が増加しております。

本事業はコスト上昇の影響を受けにくい持続的な農業生産体制を構築するため、生産性向上・省力化に資する機械の導入や既存施設の長寿命化等の取組を支援する事業で、茶・みかん・キク・いちごの 4 作目、17 戸が取り組む予定であります。

17 ページをお願いします。

6 款 3 項 1 目水産業振興費 18 節負担金補助及び交付金は、申請者が要望を取り下げられたことにより 350 万 6000 円を皆減しております。

18 ページをお願いします。

7 款 1 項 3 目観光費 18 節負担金補助及び交付金ですが、町観光協会が実施する事業に対しての補助金となります。

本事業につきましては一般財団法人地域活性化センターの 100%の助成事業となりますが、規定により町の予算を経由することとなっていることから 200 万円を予算計上しております。

事業内容としましては、西九州有数の規模を誇る集団茶園の中に残された未利用の森を起点に、アートの視点を取り入れながら、人と自然、暮らしと風景の関係性を再編集することにより、移住・定住・交流につながる新たな地域価値を創出することを目的としております。

19 ページをお願いします。

10 款 1 項 2 事務局費 8 節旅費は、文部科学省の事業である、令和 8 年度生成 AI パイロット校事業について、文部科学省が主催するイベントや研修会などに、校長や教員、教育委員会職員が参加するための費用弁償、研修旅費、普通旅費を合計で、159 万 9000 円追加しております。本町が取り組みます B 区分校務利用につきましては、公募により全国で 100 自治体が選定されており、教職員の働き方改革の一環として、生成 AI を日々の校務に活用し、業務改善を行う取り組み実践を創出

することを目的とするものであり、事業費のうち 100 万円が限度額として、国から委託を受けた事業者から交付されます。

その下、3 目第三者委員会費の 1 節報酬は、調査委員会から追加の開催通知があったことから 5 回分の費用として 140 万円を追加しております。

20 ページをお願いします。

10 款 3 項 1 目学校管理費の 12 節委託料は、来年度東彼杵中学校へ足に障害を抱える児童が進学を希望されていることから、2 階の教室へ移動するための階段昇降機設置に係る実施設計費を追加計上しております。

なお、工事費につきましては、実施設計完了後に予算計上し、今年度中の設置完了を予定しております。

その下の 14 節工事請負費は、今年度耐震改修工事を予定しておりました東彼杵中学校体育館の吊り型バスケットゴールにつきましては、ボタン操作により電動で天井から定位置に下がる仕組みですが、基盤の故障により定位置で止まらなくなり、天井からバスケットゴールをつなぐ支柱に歪みが生じ、使用できない状態となっているため、修繕に必要となる費用を耐震改修工事費に追加いたしました。

21 ページをお願いします。

10 款 5 項 2 目の 10 節需用費は、施設修繕費におきまして、今年度既にエレベーターとエアコンの修繕で予算の 50%以上を執行しており、緊急的な修繕に備えるための費用及び国旗・町旗の掲揚ポールの経年劣化による修繕費用を合わせて 107 万 4000 円追加しております。

22 ページをお願いします。

10 款 6 項 1 目保健体育総務費の 12 節委託料及び 13 節使用料及び賃借料は、昨年度に引き続き開催を計画しておりますスポーツフェスタ開催に係る費用をそれぞれ追加しております。委託料につきましては、メイン会場の設営を教育委員会職員により実施する予定としておりましたが、前日及び当日の勤務が長時間となることから民間業者への委託へと変更するものであります。

また、参加申し込みにつきましても 24 時間対応できる専用の予約システムを導入することにより、職員や参加される住民の負担軽減に繋げるものであります。

18 節負担金補助及び交付金の総合型スポーツクラブ活動補助金は、スポーツクラブひがしそのぎの指導者及び講座回数の増加に伴い交通費相当額の補助金が不足することから、32 万 5000 円を追加しております。

その下の東彼杵町スポーツ・文化活動支援事業補助金は、県の定額補助事業である、ながさきスポーツ・文化活動支援事業補助金を活用し、町内の小中学校に通う児童生徒が参加するスポーツや文化などの各種大会の参加経費の一部を補助するものであり、定額であります 100 万円を追加しており、歳入として 7 ページの 17 款 2 項 7 目教育費県補助金 1 節社会教育費補助金に同額を計上しております。歳出については以上となります。

続きまして、6 ページをお願いします。2 番歳入です。

16 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 2 節地域活性化交付金は、陸上養殖事業において、地域未来交付金の事業採択となったため、2038 万 8000 円を追加しております。これに伴いまして、11 ページの

23 款 1 項 4 目商工債の 1 節過疎対策事業債 2010 万円を減額しております。

7 ページをお願いします。

17 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金 1 節農業費補助金は、3 分の 1 補助のながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金を皆減し、2 分の 1 補助である持続的な農業生産体制構築促進事業補助金を追加したことにより、節全体で 3685 万 9000 円を追加しました。その下の 3 節水産業費補助金は、事業者からの申請取り下げにより、175 万 3000 円を皆減しております。

1 つ飛びまして、17 款 2 項 7 目教育費県補助金の 4 節学校給食費負担軽減補助金は、議員皆さまもご存じのことと思いますが、小学校の給食費につきましては今年度より、国が補助することとなりました。補助金につきましては県を経由してから交付されることとなっております。対象となる児童数が 316 名であり、月額 5200 円の 11 月分の 1807 万 5000 円を計上しております。

また、8 ページの 20 款 1 項 10 目の過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金から、同額を減額しております。

同じく 8 ページの 20 款 1 項 5 目教育文化施設整備基金繰入金は、中学校の階段昇降機設置工事実施設計業務、吊り型バスケットゴール耐震改修工事、国旗掲揚ポールの修繕費用の財源として 459 万 6000 円を追加しました。

9 ページをお願いします。

21 款 1 項 1 目繰越金は、今回の補正の町単独分の財源として 602 万 9000 円を追加いたしました。

10 ページをお願いします。

22 款 5 項 6 目雑入は、生成 AI パイロット校事業の委託金として 100 万円、観光協会が実施する補助事業への地域活性化センターからの助成金として 200 万円を追加し、スポーツフェスタ開催に係るスポーツ振興くじ助成金について交付決定額より、59 万 7000 円を減額し、節全体としては、240 万 3000 円の追加となります。歳入については以上となります。

戻っていただいて、3 ページをお願いします。第 2 表地方債補正です。表に記載しております陸上養殖施設設置事業につきまして、限度額の補正を行っております。

最後になりますけれども、戻っていただいて、1 ページ、2 ページの第 1 表、4 ページ、5 ページの事項別明細書、24 ページ以降の給与費明細書につきましては、ただいま説明した金額の積み上げになりますので説明は省略いたします。議案第 32 号については以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

付託議案でございますが、教育長に 1 点だけちょっとお伺いしたいと思います。

19 ページのこの第三者委員会の件なんですけども、今回 5 回の補正の予算を追加ということなんですけど、これたぶん、去年、一昨年の 7 月から第 1 回目で、3 月までにたぶん 27 回開催をされていると思うんですけど、また今回新たにあと 5 回の開催をされるということなんですけど、第三者委員会の結論がもう間違いなく出るんですよね、この 5 回でですね。

それで、その後の、やはりこれは当然公示をしなくちゃならないし、相手方と面談といいますか、

話し合いもされなくちゃいけないんでしょうけども、私がちょっと危惧しているのは、先日から報道があったようにですね、海星高校の件なんですけど、あれは第三者委員会が自殺はいじめが要因であったというような結論を第三者委員会が出したんですけど、高校の方が、いや違うんじゃないかということで裁判になって、結局その海星高校の方の言い分が通ってですね、直接的な自殺の原因はいじめじゃなかったというような報告が出たという事例もあるわけです。

それで、本町におきまして、やはり、この第三者委員会の結果というのは、尊重すべきじゃないかと思うんですけど、問題は、結果が出た後の対処だと思うんですけども、その前に、本当にこの5回で済んで結論が出る見込みなのか。それをちょっと一点だけ伺いたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

この件に関してですね、私たちも、代表の第三者委員会の代表の方とほぼ接触することはできないんですけども、もうほぼこちらの部分はですね、委員会からの提案の、提案だけを受け入れているという形で、こちらの方はもうほぼ関与することはないです。

思ったよりもやっぱり難しい案件だという話は聞いておりまして、どうしてもこの回数だけでついでということで、もう1回、向こうの方から延ばして欲しい、回数を。

ということで、今、実際、これも5回で収まるかどうかというのはいわからないんですが、とりあえずまだちょっと結論のほうをとということが意見が出ておりましたので、5回分だけ計上させていただいてるというのが本当のところですよ。

ただ、もうすぐまとめに入られている段階ではあると思うんですが、もうちょっと、ちょっと聞きたいところがあるということもですね、言われておりまして、実際のところ、私たちもこれで終わるかっていうことを、終わりますということをお断言できる状態ではございません。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第33号 令和8年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第13、議案第33号令和8年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第33号令和8年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ903万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

8 億 4903 万 3000 円とするものでございます。

提案理由としまして、歳出の主なものは、システム改修費 904 万円。歳入の主なものは、国庫支出金 827 万円でございます。

詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第 33 号令和 8 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、町長に代わり、主なものを説明いたします。

それでは、歳出から説明をいたします。

議案資料の 10 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費 12 節委託料につきまして、令和 8 年 3 月 13 日に公表されました介護保険法の改正に伴う介護保険システム改修費 71 万円を追加計上しております。

同じく 18 節負担金補助及び交付金につきまして、町内施設からの申し出により、認知症高齢者グループホーム等の非常用自家発電設備整備事業における地域介護・福祉空間整備費等補助金 833 万円を計上しております。これは市町村及び特別区が定める、防災・減災等市町村事業整備計画に基づき交付される国の補助事業でございまして、補助率は 10 分の 10、上限額は 833 万円となっております。

続きまして、議案資料の 11 ページ及び 12 ページを説明いたします。

5 款 1 項 1 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費及び 5 款 2 項 6 目社会保障充実費につきまして、令和 8 年 4 月 1 日付人事異動による人件費の増減を行っております。

続きまして、歳入を説明いたします。議案資料の 6 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 5 目 1 節介護保険事業補助金につきましては、歳出で説明しましたシステム改修に係る国庫補助金補助率 2 分の 1 分 35 万 5000 円を計上しております。

3 款 2 項 6 目 1 節施設整備交付金につきましても、歳出で説明いたしました地域介護・福祉空間整備費等補助金 833 万円を計上しております。

その他の歳入につきましては、歳出の増減にあわせて、法定負担分の増減を行っております。

戻っていただいて、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 33 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

昨日、総務厚生常任委員会で委員長報告しました文書について 1 件のみ訂正がございますので、訂正させてください。

委員長総務厚生常任委員会の調査報告の中で、4 項の調査内容及びその結果、(1) 社会福祉協議会の中で、イ、調査結果の特記事項の中の、(イ) その中の居宅介護支援事業（ケアマネージャー）については、令和 6 年度の収入、これが私は 1600 万円と口頭で言ったんですけども、この数字は 1 億 6000 万と表示されておりますので、この数字を 1 億 6000 万を 1600 万円と訂正させていただきたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日以降、委員会審査のため本会議を休会し、6 月 16 日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。おつかれさまでした。

散 会（午前 10 時 43 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 大石 俊郎

署名議員 口木 俊二